

違法な新検定基準の告示の取消を求める意見書の提出を求める請願書

愛媛県教育委員会様
各教育委員様

2014年1月21日

請願者

えひめ教科書裁判を支える会
他 10名

請願の趣旨

1. 教育委員会及び教育委員らの責務

教育は、それ自体が人権のひとつであり、かつ他の人権を実現する不可欠な手段として位置付けられている。このような思想は、人権の思想のなかで<教育への権利>として発展し、とりわけ子どもらのそれは、人権思想と深く結びつき、人権思想を豊かにしてきた。

旭川学力テスト事件の最高裁大法廷判決(1976年5月)も、「子どもが自由かつ独立の人格として成長する」ための子どもの学習権を認めている。

このような教育環境を保障し、整備することが、地方教育行政機関である貴教育委員会の責務であり、その構成員である貴教育委員らの職務上の使命である。

2. 「新検定基準」及び同告示に至る違法性

安倍晋三内閣総理大臣の下、下村博文文部科学大臣は、「文部科学省告示第二号」(『官報 第6210号』2014年1月17日)において、「義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部改正」(以下「新検定基準」)を強行した。この「新検定基準」の告示に至る手続き及び「新検定基準」には、下記の違法がある。

記

- (1) 大臣などの職務権限は、主権者の権利・利益及び福利を侵害しない範囲

に限定され、これを越えて職権を行使することは、主権者から付託されている裁量権の逸脱となる。新検定基準の告示に至る手続きは、別紙1のように適正手続きに著しく反し、主権者から付託されている裁量権の逸脱があり、刑法第193条の公務員職権濫用罪に該当する違法行為がある。

- (2) 告示された新検定基準は、別紙2のように、あの忌まわしい侵略戦争の反省にもとづく憲法及び教育基本法並びに戦後教育方針に著しく反し、かつ国際社会、わけても直接甚大な危害を及ぼした近隣アジア諸国政府との間で締結した共同宣言などに著しく反する。そして、それは政府間及び住民間でこれまで地道に積み上げてきた友好関係を著しく損なう。

3. 「新検定基準」に対する貴委員らの責務

前記の違法な「新検定基準」は、冒頭で述べた貴教育委員会および貴教育委員らの職務上の使命を果たす上で大きな障害となる由々しき問題である。

よって、貴教育委員会および貴教育委員らの職務上の義務を履行するために、下記の趣旨に則り、「違法な新検定基準の告示の取消を求める意見書の提出を求める」ように、憲法第16条にもとづき請願する。

記

- 1、「新検定基準」に至る手続きには、別紙1の職権濫用があり、「新検定基準」は、別紙2の違憲違法な規定であるとの理由を付して、文部科学省に対して、「新検定基準の取消」を求める意見書を提出すること。
- 2、別紙2の4～5頁に述べているドイツの事例を参考にし、貴教育委員会においても、事実にもとづく正しい歴史を学ぶための教育環境を整備し、過去の歴史を直視するための教育施設を整備すること。

以上

添付資料

別紙1

「新検定基準の告示に至る手続きに、刑法第193条の職権濫用があること」

別紙2

「新検定基準は、違憲違法であり、近隣諸国との共同宣言に反し、友好関係を損なう」